

## LEADBRAIN TIMES

[ FEBRUARY 2022 ]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 021

MONTHLY COLUMN  
今月のお役立ちブレインインボイス制度と  
業務委託契約事業再構築補助金  
第3回公募の振り返り給与の大前提！  
賃金支払い5原則とは？MONTHLY FAVORITE  
今月のお気に入り飲食店  
インド人シェフが作る  
本格インド料理

今月のごあいさつ

## 未来予想図

リードブレイン代表・皆川知幸



2022年も1カ月が経過し、皆様どうお過ごしでしょうか？恒例の新型コロナ狂騒曲にマスコミ・政府・自治体が踊らさせている中、皆さんは早く前を向いて突き進む道を考えていく1年にしたいと強く思います。

先日ある著名なコンサルタントのお話で「散歩のついでに富士山に登った人はいない」という、お話がありました。目標を設定しないと、一生懸命取り組んでも、ずっと今のままと変わらないことも多いということでしょう。年初にあたって、目標を設定することが大切だと思います。

そして経営者は、短期的な目標だけでなく、長期的な目標もしっかりと立てなければなりません。もちろん短期的には、多くの企業にとっては、今はとても大変な時期です。コロナ禍が長く続き、オミクロン株の感染拡大も始まり、今年もその影響を、特に前半はまぬかれないでしょう。それをしっかり乗り切ることももちろん重要です。

ただ、そればかりに注力していると、本当に世の中が正常化したときに結果として脆弱な会社組織になってしまい、その後の会

社経営が厳しくなってしまう恐れもあります。

したがって今こそ、今年こそ長期的な目標も必要なのではないでしょうか？企業の目的に基づき、将来にどういう姿になりたいかという将来構想(ビジョン)です。例えば「飲食業界で日本一の顧客数を獲得する」、「地域で最もシェアのある美容室となる」などです。また、本当に今のビジネスがこれからの外部環境に即したビジネスなのかを見つめ直す時期かもしれません。新型コロナが収まったところで、環境変動による異常気象災害、人口減少、雇用の流動化など従来から予測された問題が顕在化してくることは確実なのです。

今のビジネスを継続させていかないと会社の継続は成り立ちません。一方で、将来への未来予想図を描いていない企業は、常に厳しい外部環境に影響を受け続けるのではないのでしょうか…

そのためにも、短期的、長期的な目標が両方必要なのです。そして、「散歩のついでに富士山に登った人はいない」からこそ、長期的な未来予想図を作成することが求められるのです。

# インボイス制度と 業務委託契約

2023年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始します。その概要と業務委託契約への影響についてご説明します。

## インボイス制度とは

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは、2023年10月1日から導入される消費税の申告制度で、消費税を申告する

際に用いるインボイス=請求書のルールについて定められています。主なポイントは次の2つです。

### 1 請求書の記載内容についての変更

売り手から買い手に対し発行する請求書について、「適用税率」や「消費税額」等を明確にしなければなりません。これは、2019年10月から消費税が複数税率になったことが

影響しており、今後消費税の表記を8%と10%に区分し、税率ごとの消費税額および適用税率について記載が義務化されます。

### 2 適格請求書発行事業者の登録番号取得・記載

2023年10月1日からのインボイス(適格請求書)には「**適格請求書発行事業者の登録番号**」の記載が求められることになります。ただし、適格請求書発行事業者の登録番号を付番されるために、業者は消費税課税事業者として税務署に申請をしなければなりません。

そしてこの登録番号のない請求書について、法改正後買い手は段階的に「仕入税額控除」を受けることができなくなります(免税事業者との取引にかかる仕入税額控除について、課

税仕入の一定割合が控除できるという経過措置が設けられています)。

買い手が「仕入税額控除」を受けられないということは、その分買い手側が納税すべき消費税が高くなることを意味します。そのため、**売り手からの税抜き報酬額が同額でも、適格請求書発行事業と免税事業者では買い手側の消費税負担が異なることとなります。**(右ページの図参照)



**適格請求書**

- 発行者の氏名・名称
- 取引の年月日
- 取引内容
- 取引金額
- 受取者の氏名・名称

登録番号: 〇〇〇〇

ご請求金額 ¥ 〇〇〇〇〇

|      |        |
|------|--------|
| 商品A  | ×××××× |
| 商品B※ | ×××××× |
| 小計   | ×××××× |
| 税額   | ×××××× |
| 合計   | 〇〇〇〇〇  |

(10% ×××××)
消費税 ××

(8% ×××××)
消費税 ××

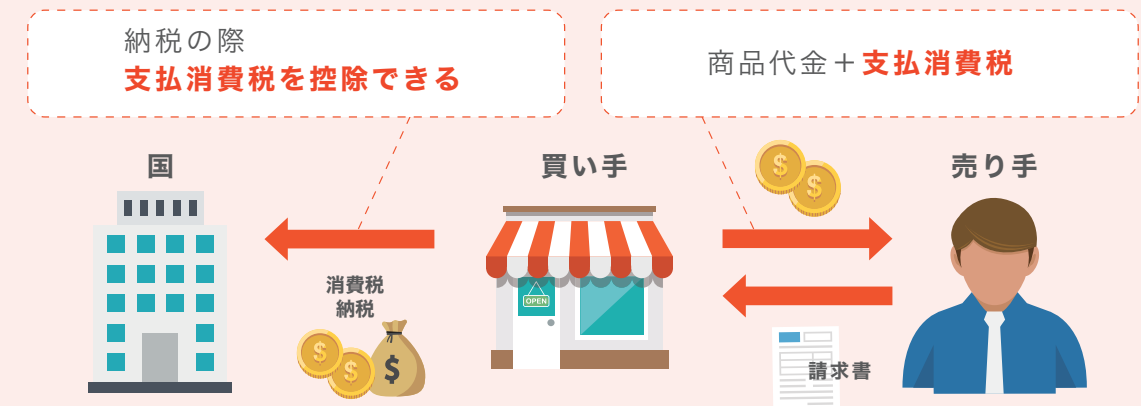
(※)軽減税率～

### インボイス制度により 追加される記載項目

- 登録番号
- 税率ごとの消費税額
- 適用税率



## ▼ 適格請求書発行事業者の場合



## ▼ 免税事業者の場合



## 業務委託とインボイス制度の関係

年間の課税売上が1,000万円以下の業者は消費税免税事業者となります。この仕組みにより、今まで免税事業者は取引先から預かった消費税分を自分のものにすることができました。しかしインボイス制度開始後は**免税事業者と取引をすると「買い手側の消費税増税」になる**ため、買い手側からの値

下げ交渉や取引の解消といった影響が想定されます。フリーランスなど個人の業務委託契約者については、今後「適格請求書発行事業者」か「免税事業者」のどちらかを選択しなければなりません。

## 企業が行うべき準備

免税事業者(特にフリーランスなど個人の業務委託契約者)に対するインボイス制度開始後の取引条件を検討しましょう。必要に応じて取引先と事前の話し合いも必要でしょう。



# 事業再構築補助金 第3回公募の振り返り

補助金

今回は第3回公募の採択結果について見ていきます。

## 第3回公募の応募と採択結果

▶第3回公募の応募件数は20,307件でした。このうち申請要件を満たしたものは18,519件、その結果、**9,021件**が採択されています。

**9,021件** / 20,307件

| 単位 \ 件数                                | 通常枠    | 大規模賃金<br>引上枠 | 卒業枠 | 緊急事態宣言<br>特別枠 | 最低賃金枠 | 合計            |
|----------------------------------------|--------|--------------|-----|---------------|-------|---------------|
| ①システムで受け付けた件数<br>(応募件数)                | 15,423 | 20           | 44  | 4,351         | 469   | <b>20,307</b> |
| ②うち、書類不備等がなく、<br>申請要件を満たした件数<br>(申請件数) | 14,103 | 18           | 37  | 3,933         | 428   | <b>18,519</b> |
| ③採択件数                                  | 5,713  | 12           | 20  | 2,901         | 375   | <b>9,021</b>  |

## 業種別の応募と採択割合について

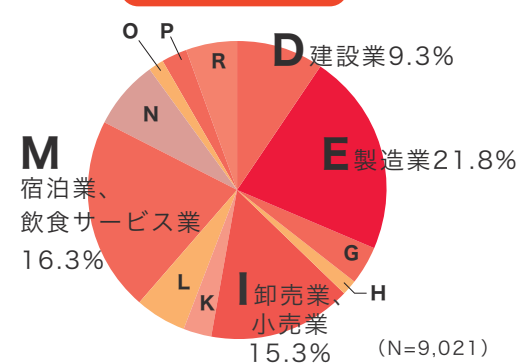
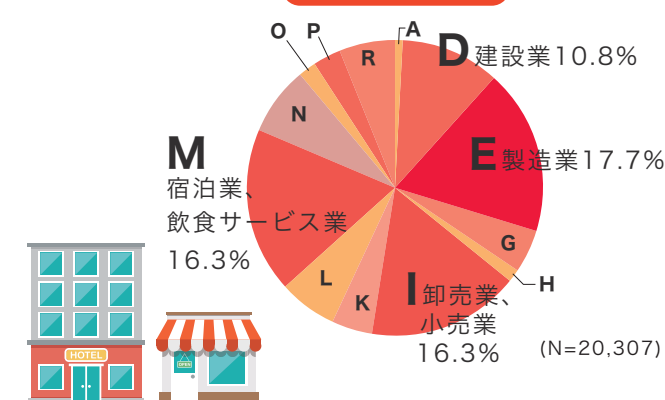
今回の応募件数と採択件数を見ると、特に**製造業・宿泊業・飲食サービス業、卸売・小売業**が多くなっています。

その他の業種についても幅広い業種で応募・採択されている事が分かります。

|                                  |                              |                                |                    |
|----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| <b>A</b> : 農業、林業                 | <b>O</b> : 教育、学習支援業          | <b>L</b> : 学術研究、<br>専門・技術サービス業 | <b>H</b> : 運輸業、郵便業 |
| <b>R</b> : サービス業<br>(他に分類されないもの) | <b>N</b> : 生活関連サービス業、<br>娯楽業 | <b>K</b> : 不動産業、物品賃貸業          | <b>G</b> : 情報通信業   |
| <b>P</b> : 医療、福祉                 | <b>M</b> : 宿泊業、飲食サービス業       | <b>I</b> : 卸売業、小売業             | <b>E</b> : 製造業     |
|                                  |                              |                                | <b>D</b> : 建設業     |

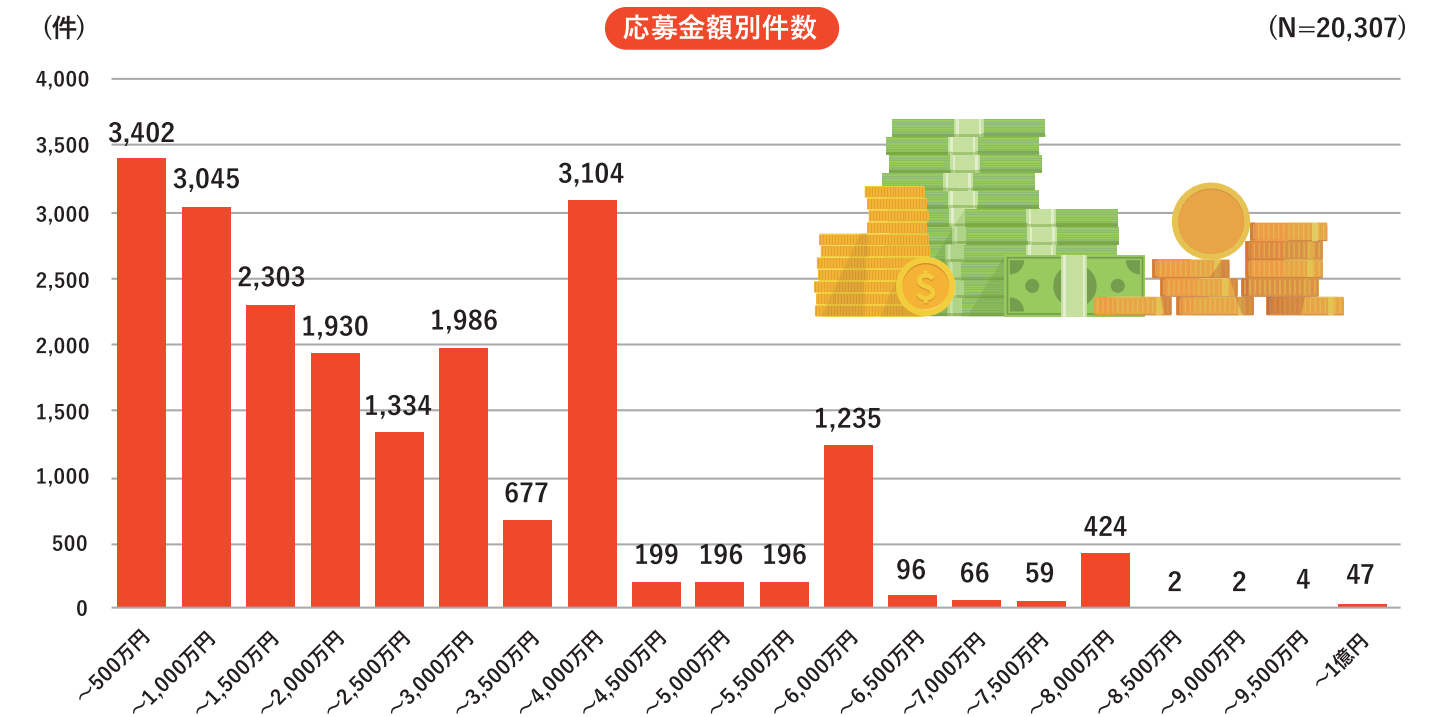
応募件数ベース

採択件数ベース



## 応募金額の分布 (全類型合計)

3,500万円までは応募金額が高くなるにつれて、件数も減少する傾向にあります。また、通常枠の補助上限額である4,000万円、6,000万円、8,000万円付近の応募が多い傾向がありました。



## リードブレーン 採択結果

弊社の事業再構築補助金第二回の公募採択率が、東京都認定支援機関約900社の中で**7位**となりました。事業再構築補助金第二回公募の採択率は、全体が50.6%の中で、弊社は**77.8%**となっております。これからも、最善のご支援を差し上げられるよう全力を尽くしてまいります！

事業再構築補助金に関しましては、現在も公募が継続されており、次回第5回公募の開始は、令和4年1月中となっております。(公募期間及び採択発表日は後程公表予定です)

## 補助金申請 サポートサービス

申請サポートの  
サービス詳細はこちら

事業再構築補助金のお悩みを認定経営等革新機関の当社が全国どこでもサポートいたします！

### 【補助金申請サポート料金】

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 着手金  | 15万円 (※リードブレーングループの顧問先様は無料) |
| 成功報酬 | 交付決定時 交付決定額の5%              |
| 成功報酬 | 補助金入金時 交付決定額の5%             |



※この記事の内容は、執筆時点(2021年9月30日)の情報をもとにしています。



# 給与の大前提！ 賃金支払い5原則とは？

労働基準法第24条では、賃金が労働者に対して確実に支払われるように下記「賃金支払いの5原則」を定めています。



- 1 現物給与の禁止(通貨払いの原則)
- 2 直接払いの原則
- 3 全額払いの原則
- 4 毎月1回以上払いの原則
- 5 一定期日払いの原則



5原則について、それぞれの内容と例外、違法例について解説していきます。例外を適用するのに「労使協定」の締結が必要とな

るものもあります。又、違反の場合は30万円以下の罰金刑となるケースもあるので注意しましょう。

## 1 現物給与の禁止(通貨払いの原則)

原則賃金は、現金かつ日本円で支払わなければなりません。

### 例外1 本人名義の銀行口座に振り込み

労働者本人の同意を経て銀行口座の情報を受け取った場合など、本人の同意があれば現金ではなく、銀行口座に振り込みで支給することが可能です。

### 例外2 通勤手当の現物支給

定期券や乗車券を付与する場合などがこちらにあたります。但し、定期券や乗車券で支給するには、労働組合と労使協約を締結している必要があります。  
労働協約を締結しないと定期券での支給はできないので注意！

### 例外3 退職金を小切手にて支給

労働者本人の同意があれば可能です。



違反例：外国人労働者に、外貨で給与を支給

外国人労働者でも、日本円以外の通貨で払うことは認められていません。

## 2 直接払いの原則

賃金は労働者本人に直接支払われなければなりません。

### 例外 使用者に支払う場合

使用者とは、労働者本人が入院等で受取ができないなどの際に配偶者の方の代わりに支払うなど、受け取った賃金をそのまま労働者本人に渡す場合に当たります。

#### 違反例1：代理人に支払う

未成年の労働者の賃金を法定代理人である、本人の親に支払うことは本人の同意の有無に関わらず違法となります。

#### 違反例2：債権者に支払う

労働者が金融機関に借金などをしている場合でも、その債権者である金融機関に賃金を支払うことは違法となります。

## 3 全額払いの原則

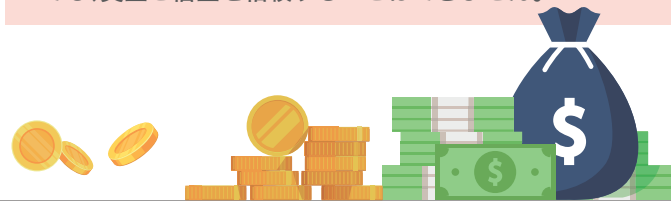
例外を除き賃金は全額を労働者本人に支払わなければなりません。

### 例外 法令の定めまたは労使協定がある場合

社会保険料や源泉所得税のように、法律上に天引きの根拠がある場合は合法です。その他はいかなる名目であっても、労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結しなければ控除できません。

賄い費、社宅費、社内積立金、福利厚生費などを給与から控除する場合は、労使協定の締結が必要なので注意！

違反例：会社が本人に金銭を貸し付けている場合であっても、賃金と借金を相殺することはできません。



## 4 毎月1回以上払いの原則

賃金は、毎月1回以上支払わなければなりません。

### 例外 臨時で支給することが明らかな賃金

結婚祝い金や賞与のような臨時で支給されることが定められている賃金には適用されません。

#### 違反例1：2ヵ月分をまとめて支給

入社月に日割りで1日分しか給与が発生しないようなケースでも、次月分と一緒にまとめて支給するという処理は認められません。

#### 違反例2：年俸給与の一括支給

年俸制で賃金を定めている場合、年俸制だからといって一括で支給することは認められておらず、12回以上に分割し、月に1回は支給されるようにしなければなりません。

## 5 一定期日払いの原則

賃金は、「末日締め翌月25日払い」などと一定の期日を定めて支給しなければなりません。

### 例外1 定めている支給日が休日の場合

支給日が休日の場合はその月のみ別日に支払っても問題はありません。

### 例外2 末日支給という定め方

末日は28日～31日と月によって変動はありますが、一定期日が定められているという解釈として問題ありません。

### 例外3 非常時払い

出産や、病気等の労働基準法に定めのある非常時に労働者から請求があった場合は、支給日でなくても支払わなくてはなりません。



#### 違反例1：曜日指定

毎月第4金曜日など、月によって期日が変動する定め方は認められません。

#### 違反例2：条件を定めて指定する

ノルマを達成できた時など、条件を定めて期日を指定することは認められません。

## その他の賃金に関する豆知識

| 賃金に含まれるものの例                                                                                                                                                                 | 賃金に含まれないものの例                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働協約、就業規則、労働契約によって支給条件が明確である結婚祝、災害見舞金、など</li> <li>・休業手当</li> <li>・労働者が負担すべき所得税や社会保険料を事業主が代わりに負担した金額</li> <li>・通勤手当、通勤乗車券</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意・恩恵的な祝い金、見舞金、退職手当</li> <li>※あらかじめ支給条件が明確化されているものは除く</li> <li>・福利厚生</li> <li>・出張旅費</li> <li>・制服、作業着</li> <li>・作業用品</li> <li>・休業補償</li> <li>・解雇予告手当</li> </ul> |

以上、賃金支払い5原則について解説させていただきました。賃金支払い5原則は、ひとつでも違反があれば法律違反となってしまいます。「労使協定を締結していないのに、積立金を天引

ぎしていた」など、気づかないところで違反となっているケースもあります。この機会にチェックしていただくことをお勧めします。

## 労務顧問サービス

単なる労務管理の視点からだけでなく、多岐にわたる「人」の問題について専門の社労士が貴社の現状に即した、最適な解決方法をアドバイスさせていただきます。

27,500円(税込)/月～



LB広報部チョイスの  
今月のお気に入り店



今月の担当: C.I

インド料理ハベリ

## インド人シェフが作る本格インド料理

都内を走るキッチンカーインドカレー

キッチンカーでインド人シェフが作る本格インド料理のカレーランチを提供するお店。毎週水曜日会社近くに来ていて社内では「水曜日はカレーの日」となるまでとてもおいしくスタッフ人気の高いお店です。日替わりカレーに加えて常時数種類のカレーがあり、おすすめは気になるカレーを2つ選べるハーフ&ハーフ。その日の気分でライスかナンも選べるので毎週違った組み合わせが楽しめます。ちなみにこの日の日替わりカレーは「キーマカレーにかぼちゃ入り」でした。常時メニュー



にはトマトやココナッツベース、ブラックペッパー風味のスパイスカレー等さまざまな味が味わえます。種類によっては辛いカレーもありますが、辛い物が苦手な方でも十分においしくいただけます。またナンは注文が入ってからその場で焼いてくれるのでできたて熱々。ビックサイズなナンは香ばしくてカレーとの相性も抜群です。カレーもなみなみまでたっぷりなので大満足な本格カレーランチ、是非弊社近くへお立ち寄りの際は足を運んでみてはいかがでしょうか。

インド料理ハベリ

東京都北区田端新町1丁目1-18 篠瀬ビル 1F

TEL:090-8268-5926

## MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

### 事務所移転 のお知らせ

新住所

〒101-0027

東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301

JR 山手線・総武線「秋葉原駅」徒歩1分  
東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」徒歩1分  
都営地下鉄新宿線「岩本町駅」徒歩3分

日頃よりLEAD BRAIN TIMESをご拝読いただきまして、ありがとうございます。

このたびリードブレイングループは下記に移転することになりましたのでお知らせいたします。

スタッフ一同、新天地でさらにステップアップしていく所存です。

移転後も、引き続きご愛顧いただきますよう何卒お願い申し上げます。



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関  
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社  
リードブレイン社会保険労務士法人  
リードブレイン行政書士法人

TOKYO  
OFFICE

〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301  
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA  
OFFICE

〒466-0051 愛知県名古屋市中昭和区御所 3-10-5 3階  
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845